

1. 事業者の名称及び所在地

名称 株式会社 村尾組
代表者 代表取締役社長 村尾 光也
所在地 東京都福生市大字福生 1213 番地

2. 対象事業の名称及び種類

名称 株式会社 村尾組 五日市工場採石拡張事業
種類 土石の採取

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、現在、東京都あきる野市戸倉において、採石事業を行っている(株)村尾組が、今後 20 年間の具体的な採掘計画を立案し、事業を継続するものである。

既事業区域の採掘許可の採取期間は、平成 23 年までとなっていたが、現在の採取工法等を検討した結果、採掘区域が急峻なことから災害防止のため、採石用地の一部について採掘を断念し、平成 20 年 12 月までに採掘期間を短縮した。そこで、平成 21 年より新たに 20 年間の採掘区域を拡張設定して、碎石の生産を継続する事業計画を立案したものである（表 3-1 参照）。

表 3-1 対象事業の内容の概要

項目	内容
事業区域の所在地	東京都あきる野市戸倉字盆堀日影清水及び字盆堀谷千ヶ沢
事業区域面積	462,128m ²
既事業区域	256,678m ²
拡張区域	205,450m ²
年間採取量	300,000t
採取期間	20年間
20年間の総採取岩石量	6,000,000t
採掘方法	露天階段採掘法（ベンチカット工法）
生產品目	碎石骨材（硬質砂岩）
放流河川名	盆堀川（秋川水系）

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

事業計画の内容や環境影響評価調査計画書に係る知事の審査意見書及び都民の意見書等を勘案して予測・評価項目を検討・選定し、現地調査を実施した上で対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p><u>(1)環境大気</u> 事業区域から発生する粉じん（降下ばいじん）は、事業着手～1年後の採掘作業の重機台数は現況と変わらないほか、粉じんの発生源となる施設及び関連車両も変わらず、また今後も継続して粉じん防止対策を講じていくことから、粉じん発生の変化の程度は少ないと考える。また、1年後～5年後、5年後～10年後、10年後～15年後、15年後～20年後についても、事業着手～1年後と同様に重機台数等は現況と変わらないことから、粉じん発生の変化の程度は少ないと考える。したがって、事業区域周辺の環境大気は現況と同程度と予測され、評価の指標とした「現況を悪化させない」ことを満足すると考える。</p> <p><u>(2)沿道大気</u> 沿道大気の影響地点における将来交通量は、事業着手～1年後、1年後～5年後、5年後～10年後、10年後～15年後、15年後～20年後まで、いずれも現況と変わらないと考えられる。したがって、沿道大気は現況と同程度と予測され、評価の指標とした「現況を悪化させない」ことを満足すると考える。</p>
2. 騒音・振動	<p><u>(1)掘削に伴い発生する発破騒音・振動</u> 発破騒音レベルは、敷地境界で最大57dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準」（昼間50dB）を上回る。しかし、発破を行うのは1日2回程度と少ない。なお、民家に近い区域での発破は、火薬量を減少させて行うこととする。 発破振動レベルは、敷地境界で最大58dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する振動の規制基準」（昼間60dB）を下回る。</p> <p><u>(2)破砕・選別時に発生する工場騒音・振動</u> 工場騒音レベルは、敷地境界で最大50dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準」（昼間50dB）を下回る。 工場振動レベルは、30dB未満と予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する振動の規制基準」（昼間60dB）を下回る。</p> <p><u>(3)掘削に伴い発生する重機騒音・振動</u> 重機騒音レベルは、敷地境界で最大50dBと予測され、評価の指標とした「工場及び指定作業場に適用する騒音の規制基準」（昼間50dB）を下回る。 重機振動レベルは、敷地境界で最大40dBと予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「工場及び指定作業場に適用する振動の規制基準」（昼間60dB）を下回る。</p> <p><u>(4)出荷ダンプトラックの走行により発生する道路交通騒音・振動</u> 道路交通騒音レベルは、昼間57dB、夜間45dBと予測され、評価の指標とした環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準について」（昼間65dB、夜間60dB）を下回る。 道路交通振動レベルは、30dB未満と予測され、評価の指標とした環境確保条例に基づく「日常生活等に適用する規制基準」（昼間60dB、夜間55dB）を下回る。</p>
3. 水質汚濁	<p>平水時（無降水時）の各予測時点における水質（SS）は、現況と同程度と予測される。 降水時の予測結果は、通常降水時の各予測時点におけるSSは1mg/lと予測され、現況と同程度である。また、強雨時の各予測時点におけるSSは38mg/lと予測され、放流口より上流側の調査地点である取水場上流地点における、降水時の現地調査結果の最大値である48mg/lを下回る。したがって、降雨により発生する土砂及び濁水が、下流河川の水質（SS）に与える影響は少ないと考える。</p>

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4. 地形・地質	<p>事業着手20年後の土地の安定性の变化の程度について検討した結果、採掘に伴う土地の安定性の变化の程度は軽微であると予測された。</p> <p>さらに、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避または低減することを目的とし、事業実施段階の環境保全措置として、落石防止ネットやしがら柵を設置することから、周辺への影響はほとんど生じないものとする。</p>
5. 水循環	<p>洪水時における流量と流速は、新たな採掘区域において、降雨直後の流出係数が増し流出量が増大するが、十分な容量の調整池を整備して一時貯留を行い、下流河川への放流量を調整するので、下流側の安全性は保たれると予測された。さらに、定期的に調整池の土砂を浚うことにより、その機能維持を最大限に行うことから、影響はほとんどないと考える。</p> <p>渇水時において、盆堀川の事業区域よりも上流側では流量の減少は無いと予測されるため、戸倉取水所における影響はないと考える。</p> <p>また、秋川との合流点の手前における盆堀川の渇水時における流量はほとんど変化が無いことが予測された。さらに、環境保全措置として、緑地管理計画により残留緑地、回復緑地、植栽緑地を設けて、降雨の涵養を可能な限り保つ。これらのことから、渇水時に盆堀川の下流域への流量と流速に与える影響はほとんどないと考える。</p>
6. 生物・生態系	<p>採掘区域では採掘の進行に伴い、事業着手15年後までに、合計13.34haの植物群落とそこに生息する動物種等の繁殖、採餌、休息場が消失、縮小する。一方、残留緑地21.38haは、事業着手以前とほぼ同様に保全し、さらに広葉樹中心の混交林に林相転換する。また採掘後の犬走り部及び盛土造成部等では、在来種や肥料木を中心とした植栽を行い(4.28ha)、将来的に樹林環境を創出する。さらに、影響をうける注目される植物種および植物群落は、移植等により保全する。</p> <p>沈砂池を繁殖地とする注目される種のモリアオガエルは、繁殖期の土砂浚渫を避けることにより保全する。また、河川や沢の水環境は、事業区域内からの土砂、汚濁水を適切に処理することにより、事業着手以前とほぼ同様に維持する。これらにより、動植物種等の生息(育)環境の保全や質の向上等が図られる。</p> <p>したがって、評価の指標とした「生物・生態系の多様性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
7. 景観	<p>事業実施による採掘範囲の植生及び地形の改変や新たな残壁面が出現することにより、眺望に変化を及ぼす地点も存在するが、事業区域を見渡せる範囲は非常に限られること、採掘終了後の犬走り部及び盛土造成部等の速やかな緑化等の対策を実施することから、周辺の景色との違和感は実行可能な範囲で低減され、地域景観の特性は維持されると考える。したがって、評価の指標とした「地域景観の特性に著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>
8. 廃棄物	<p><u>(1) 伐採樹木の発生量</u> 事業実施に伴い発生する伐採樹木は、材木等として販売するといった有効活用を可能な限り行い、その他の伐採樹木はしがら柵、シイタケ原木、エコスタック(小動物等の生息環境創出)、残留緑地内での肥料等といった方法で可能な限り有効活用する。したがって、評価の指標とした東京都廃棄物条例における事業者の責務を果たせるものとする。</p> <p><u>(2) 廃土・廃石等の発生量</u> 発生する廃土・廃石のうち良質な表土は、犬走り部や平坦部の植栽緑地の客土として利用する等といった有効活用をできる限り行い、その他の廃土・廃石は基本的に事業区域内に堆積又は埋め立てを行い、一部は村尾組成木工場の埋土材として搬出する。また砕石製造工程で発生する脱水ケーキ(固形分として扱うことのできる程度まで脱水された廃泥)は、すべて事業区域内で埋土材として活用する。したがって、評価の指標とした東京都廃棄物条例における事業者の責務を果たせるものとする。</p> <p><u>(3) その他の廃棄物の発生量</u> 事務所等から発生する廃棄物は現況と同程度である。また、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、空き缶等を分別することによりリサイクルを促進することから、評価の指標とした東京都廃棄物条例における事業者の責務を果たせるものとする。</p>